



2023年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 松本 大輔  
(コード：9263 東証スタンダード市場)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員CFO 三井 規彰  
電 話 03-6453-6644 (代表)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年1月に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2023年11月30日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 : 2023年11月30日（木曜日）
- (2) 公告日 : 2023年11月15日（水曜日）
- (3) 公告方法 : 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.visionaryholdings.co.jp/ir/>

#### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年10月6日付「Horus株式会社による当社株式等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、Horus株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全てを取得するための手続きを実施する予定とのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。以下同じです。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2024年1月中旬を目処に開催すること

を、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、公開買付者から要請を受け、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者の保有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が本株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

(注)「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2014年11月17日開催の取締役会(※)の決議に基づき発行された新株予約権(第1回新株予約権)(行使期間は2017年11月17日から2024年11月16日まで)
- ② 2015年11月19日開催の取締役会(※)の決議に基づき発行された新株予約権(第2回新株予約権)(行使期間は2020年12月4日から2025年12月3日まで)
- ③ 2016年12月15日開催の取締役会(※)の決議に基づき発行された新株予約権(第4回新株予約権)(行使期間は2019年12月15日から2026年12月14日まで)
- ④ 2017年6月28日開催の取締役会(※)の決議に基づき発行された新株予約権(第5回新株予約権)(行使期間は2020年12月4日から2025年12月3日まで)
- ⑤ 2019年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(第6回新株予約権)(行使期間は2022年6月18日から2029年6月17日まで)

※ 株式会社メガネスーパー(現 株式会社VHリテールサービス)における取締役会を指します。

以 上